

役員候補者選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

選挙管理委員会規程第 6 条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要綱として定める。

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人は選挙告示日時点の社員（代議員）とし、被選挙人は選挙告示日時点の正会員とする。

ただし、上記に関わらず以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

①休会者

②会員資格が停止されている者

2) 注意事項

被選挙人が選挙人の要件をも満たす場合、選挙人としての投票権を行使できないものとする。

3) 選挙人名簿の作成

2026 年 10 月 19 日（月）時点の正会員を基準に、選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙告示日は 2026 年 10 月 19 日（月）とする。

役員候補者選挙告示は、公益社団法人日本理学療法士協会ウェブサイトに掲載する。

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 立候補受付期間は、2026 年 11 月 9 日（月）正午から 2026 年 11 月 16 日（月）正午までとする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2026 年 11 月 19 日（木）正午までとする。

3) 2026 年 10 月 26 日（月）正午から 11 月 6 日（金）正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

(2) 受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者が定数に満たない場合（理事 22 名未満、監事 2 名未満）は、役員および会長に係る候補者選挙実施規程第 3 条 4 項に従い、その旨を日本理学療法士協会理事会へ報告する。
 - 2) 報告を受けた理事会は、当委員会に理事・監事候補を推薦する。なお、推薦にあたっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する。
- (3) 立候補届について
- 1) 届出方法
 - ・届出は Web のみとする。ただし、天災等によって Web での立候補が困難な場合には、立候補期間中に選挙管理委員会へ申し出の上、選挙事務担当者によって手続きすることができる。
 - ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし、立候補届出を行う。
 - ・立候補受付等をメールにて通知するため、マイページに登録しているメールアドレスを普段から受信しているアドレスに変更しておく。
 - ・選挙サイトアクセス後、2026 年 10 月 19 日（月）時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
 - ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
 - ・立候補趣旨および役職歴（対象：日本理学療法士協会・都道府県理学療法士（協）会・日本理学療法学会連合及び日本理学療法学会連合に属する会員団体等）を指定された箇所に合わせて 1000 字以内で入力し、写真をアップロードする。
 - 2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

履歴書等の証明写真（正面）に準ずるものとする。
 - 3) 立候補趣旨
 - ・以下の点などに留意しなければならない。
 - ①誹謗中傷は記載しないこと。
 - ②虚偽の記載を行わないこと。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点（2026 年 11 月 16 日（月）正午）の状態をもって最終受付とする。選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付にならないので注意すること。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補受付期間中(2026年11月9日(月)正午～2026年11月16日(月)正午)の辞退は、マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスして行う。

立候補受付期間後(2026年11月16日(月)正午～2026年11月19日(木)正午)の辞退は、選挙管理委員会宛に電子メールで連絡する。

＜立候補辞退希望連絡先(立候補受付期間後に限る)＞

日本理学療法士協会 選挙管理委員会

電子メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp

※電子メール送信時は(a)を@に変えてください。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。

ID・パスワードを紛失した場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者一覧の公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、2026年11月25日(水)午前を目途にマイページ上に掲載する。

選挙公報での掲載順序と、投票画面での氏名掲載順序は、いずれも立候補届受付順(最終申請日時順)とする。

6. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、または関与してはならない。これに違反したと懲戒委員会が判断した場合は状況により選挙人及び被選挙人の資格の喪失、当選取消し等、選挙の公正な実施のために必要な措置をとることがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用とする。

具体的な選挙運動の内容については別紙「選挙運動について」、「Q&A」を参照。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表から2026年12月13日(日)までとする。

7. 投票について

(1) 投票期間：2026年12月7日(月)正午から12月14日(月)正午まで

(2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は定数内制限連記方式（理事候補者 11 名以上 22 名以内、監事候補者 2 票のみ有効）とする。

(3) 立候補者が定数を超えない場合は投票を行わない。

8. 無効票について

(1) 理事候補者の場合

- 1) 11 名未満の投票をしたもの
- 2) 23 名以上の投票をしたもの
- 3) 白紙投票したもの

(2) 監事候補者の場合

- 1) 2 名未満の投票をしたもの
- 2) 3 名以上の投票をしたもの
- 3) 白紙投票したもの

9. 開票について

(1) 開票日

2026 年 12 月 14 日（月）19 時から

(2) 開票立会人の選出

- 1) 選挙管理委員会規程第 10 条第 1 項に定める開票立会人は、日本理学療法士協会の選挙管理委員ではなく、都道府県理学療法士（協）会の選挙担当者の中から選任する。
- 2) 選任にあたっては 5 名を選任し 3 名を立会人、2 名を予備立会人とする。
- 3) 予備立会人は予め順位を定める。

(3) 投票データの保管について

- 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
- 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
- 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。

(4) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の立候補者をもって当選人とする。

(5) 当選人について

- 1) 定数内制限連記投票では、得票数の多い者から順に、定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
 - 2) 当選最下位同数得票者については、都道府県理学療法士（協）会の選挙担当者または選挙担当者が推薦する者の立会いのもと、開票終了後 1 週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない。
 - 3) 公益法人の理事、監事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある。
- (6) 開票結果は、2026 年 12 月 14 日（月）に公益社団法人日本理学療法士協会ウェブサイトならびにマイページ上で発表する。

10. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は開票結果発表から 2026 年 12 月 21 日（月）までとする。
- (2) 異議申立は電子メールによるものとする。
申立先は選挙管理委員長とする。
電子メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp
※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

11. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

12. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会
メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp
※ メール送信時は(a)を@に変えてください

以上